

労働者派遣事業 マージン率等の情報提供について

労働者派遣法第23条第5項に基づき弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報をご提供しております。
(事業開始初年度に伴い、4月1日付け情報に基づき公開いたします。なお実績確定次第、速やかに公開いたします。)

① 令和8年4月1日付け 派遣労働者数

8人

② 令和8年度 派遣先事業所数(実数)

26事業所

③ 令和8年度(令和8年4月1日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

23,556円(8時間 全業務平均)

④ 令和8年度(令和8年4月1日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

15,313円(8時間 全業務平均)

⑤ 令和8年度 マージン率

35.0%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日(8時間)} \\ \text{間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} 23,556\text{円} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日(8時間)} \\ \text{当たりの賃金の額の平均額} 15,313\text{円} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日(8時間)} \\ \text{当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} 23,556\text{円} \end{array} \right]}$$

※マージン率に含まれている費用
教育訓練費、福利厚生費、社会保険料(健康保険、厚生年金、介護保険、雇用保険)、有給休暇費、会社運営経費、営業利益

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和10年3月31日)

☐ 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新機採用者訓練(ビジネスマナー、安全衛生等)	雇入時	OFF-JT	無償	有給
接客マナー研修	雇用時、派遣中	OFF-JT	無償	有給
業務別研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
その他の教育訓練	派遣中	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口 久田、小松 電話番号 042-527-1327

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

特になし

事業所名 ABCライフィズ株式会社 派遣営業部東京
許可番号 派27-305648